

熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則〔子ども支援課〕

昭和57年9月27日

規則第47号

改正 昭和58年10月1日規則第44号

昭和60年3月6日規則第5号

昭和60年12月21日規則第64号

平成6年10月26日規則第67号

平成7年3月31日規則第34号

平成9年8月29日規則第55号

平成11年4月28日規則第43号

平成14年9月26日規則第72号

平成14年9月27日規則第83号

平成14年10月31日規則第89号

平成15年6月6日規則第57号

平成18年1月31日規則第4号

平成18年6月22日規則第67号

平成18年9月29日規則第86号

平成19年3月27日規則第15号

(題名改称)

平成20年3月31日規則第33号

平成20年7月14日規則第63号

平成20年10月3日規則第93号

平成22年3月19日規則第30号

平成25年9月11日規則第67号

平成26年9月25日規則第86号

(目的)

第1条 この規則は、ひとり親家庭等に医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等における保健の増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(平19規則15・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する20歳未満の児童の父又は母が、現に20歳未満の児童を扶養している家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)を解消し現に婚姻をしていない児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (4) 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- (5) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父からの申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (6) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 父又は母が海外にあるため、その扶養を受けることができない児童
- (8) 父又は母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- (9) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (10) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童

2 この規則において「児童」とは、前項に掲げる場合を除き18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

3 この規則において「父母のない児童」とは、父母と死別した児童及びこれに準ずる次に掲げる児童をいう。

- (1) 父母の生死が明らかでない児童
- (2) 父母から遺棄されている児童
- (3) 父母が海外にあるため、その扶養を受けることができない児童
- (4) 父母が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている児童
- (5) 父母が法令により長期にわたって拘禁されている児童

4 この規則において「ひとり親家庭等」とは、ひとり親家庭及び父母のない児童が養育されている家庭をいう。

5 この規則において「医療保険各法」とは次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)

- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
 - (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
- 6 この規則において「医療費」とは、疾病又は負傷について、医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用（入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費、家族移送費及び傷病手当金並びに交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）をいう。
- 7 この規則において「一部負担金」とは、医療費から当該医療費に係る医療保険各法の規定による給付（附加給付及び他の法令等の規定により国又は地方公共団体が負担する額を含む。）を控除した額をいう。
- 8 この規則において「父」には、第1項第5号及び次項の場合を除き、母の配偶者であって当該児童に対する親権を行うものでないもの及び婚姻の届出をしていないが母と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。
- 9 この規則において「母」には、第1項第5号及び前項の場合を除き、父の配偶者であって当該児童に対する親権を行うものでないもの及び婚姻の届出をしていないが父と事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

（昭58規則44・昭60規則5・平7規則34・平11規則43・平14規則72・平14規則89・平15規則57・平18規則4・平18規則67・平18規則86・平19規則15・平20規則33・平25規則67・一部改正）

（助成の対象者）

第3条 この規則により医療費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者及び被扶養者であって、本市に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びその者に扶養されている児童並びに父母のない児童とする。

2 前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭の児童又は父母のない児童が、就学等の理由により本市に住所を有しないときも助成対象者とする。

（昭60規則5・平14規則72・平14規則89・平19規則15・一部

改正)

(助成の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象者
としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付
を受けているとき。
- (3) ひとり親家庭の父若しくは母又はひとり親家庭等の児童と生計を同じくする
者の所得の額が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条、第9条
の2及び第10条に規定する額以上であるとき。
- (4) ひとり親家庭の児童が、父母と生計を同じくしているとき。ただし、第2条第
1項第8号に該当する場合を除く。

(昭60規則5・昭60規則64・平19規則15・平20規則63・平2
5規則67・平26規則86・一部改正)

(受給資格者証の交付申請)

第5条 この規則による医療費の助成を受けようとする者は、市長にひとり親家庭等
医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)の交付を申請しなければな
らない。

- 2 前項の申請は、ひとり親家庭の父又は母及び児童の場合にあっては当該ひとり親
家庭の父又は母が、父母のない児童にあっては当該児童又は当該児童を扶養する者
がこれをしなければならない。

(平11規則43・平14規則72・平19規則15・一部改正)

(受給資格者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、審査の上、助成金の
給付を受ける資格があると認められた者(以下「受給資格者」という。)に対して受給
資格者証を交付する。

- 2 前項の受給資格者証は、年1回の現況届に基づき、1年ごとに更新する。

(平6規則67・平9規則55・平11規則43・平14規則72・平14
規則83・一部改正)

(受給資格者証の提示)

第7条 受給資格者が療養を受けるときは、医療機関又は指定調剤薬局等に対し、受給資格者証を提示しなければならない。

(平 1 1 規則 4 3 ・ 一部改正)

(助成金の額)

第8条 この規則による医療費の助成金の額は、一部負担金に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

(平 1 4 規則 8 9 ・ 全改)

(助成金の申請等)

第9条 助成金の支給を受けようとする者は市長に1箇月を単位として申請しなければならない。ただし、市長が助成金として、受給資格者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関して当該医療機関又は指定調剤薬局等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関又は指定調剤薬局等に支払うときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、助成に係る診療が行われた月の翌月の初日から起算して12箇月を経過した日以後においては、することができない。

(平 9 規則 5 5 ・ 平 1 4 規則 8 9 ・ 平 2 5 規則 6 7 ・ 一部改正)

(助成の方法)

第10条 市長は、前条の申請を受けたときは、審査の上、助成金を支給する。

2 助成金は、1箇月を単位として支給する。

(平 1 1 規則 4 3 ・ 平 1 4 規則 8 3 ・ 一部改正)

(助成金支給の始期及び終期)

第11条 助成金の支給は、第5条の規定による申請を受理した日の属する月の翌月の1日から、受給資格を失った日の属する月の末日までに受けた療養について行うものとする。

(平 1 4 規則 7 2 ・ 平 1 9 規則 1 5 ・ 一部改正)

(届出の義務)

第12条 受給資格者は、氏名、住所その他別に定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(平14規則72・一部改正)

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたものがあるときは、支給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第14条 市長は、支給資格者がその療養に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金の全部又は一部を助成せず、又は既に支給した助成の額に相当する金額を返還させることができる。

(支給権の譲渡等の禁止)

第15条 この規則による助成金を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(昭60規則5・一部改正)

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、ひとり親家庭等の医療費助成に関し必要な事項は、市長が定める。

(平19規則15・一部改正)

附 則

1 この規則は、昭和57年10月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は公布の日から施行する。

(昭60規則64・旧附則・一部改正)

2 昭和60年8月1日から昭和61年7月31日までの間においては、第4条第2号中「児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条、第9条の2及び第10条に規定する所得の額以上」とあるのは「児童扶養手当法の一部を改正する法律(昭和60年法律第48号)の施行日の前日の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条及び第10条に規定する額以上」として、同号の規定を適用する。

(昭60規則64・追加)

(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)

3 下益城郡富合町編入の際現に旧富合町ひとり親家庭等医療費助成に関する規則(平成19年規則第11号。以下「旧富合町規則」という。)第7条第1項の規定により支給資格証の交付を受けている者は、第6条第1項の支給資格者とみなす。

(平20規則93・追加)

- 4 下益城郡富合町の編入の前日に旧富合町規則の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為(受給資格証の交付を除く。)は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則93・追加)

(下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)

- 5 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日(以下「2町編入日」という。)の前日に旧城南町ひとり親家庭等医療費助成に関する規則(昭和57年規則第12号。以下「旧城南町規則」という。)第7条第1項又は旧植木町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和57年条例第12号。以下「旧植木町条例」という。)第7条第1項の規定により受給資格証の交付を受けている者(以下「旧2町受給資格者」という。)は、第6条第1項の受給資格者とみなす。

(平22規則30・追加)

- 6 2町編入日前に旧城南町規則又は旧植木町条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為(受給資格証の交付を除く。)は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平22規則30・追加)

- 7 旧2町受給資格者の2町編入日から平成22年3月31日までに行われた診療に係る医療費の助成金の申請については、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ旧城南町規則又は旧植木町条例の例による。

(平22規則30・追加)

- 8 次の各号のいずれかに該当する者の2町編入日から平成27年3月31日までに行われた診療に係る医療費の助成金の額は、第8条の規定にかかわらず、旧植木町条例の例による。

(1) 2町編入日の前日に旧植木町条例第7条第1項の規定により受給資格証の交付を受けている者

(2) 2町編入日前に旧鹿本郡植木町の区域に住所を有している者で同日以後引き続き同町の区域に居住するもののうち第6条第1項の受給資格者となったもの

(平22規則30・追加)

附 則(昭和58年10月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月6日規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市母子家庭医療費助成規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 改正後の規則第3条の規定は、昭和59年10月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年12月21日規則第64号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市母子家庭医療費助成規則の規定は、昭和60年8月1日から適用する。

附 則（平成6年10月26日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日規則第34号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月29日規則第55号）

この規則は、平成9年9月1日から施行する。

附 則（平成11年4月28日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月26日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月27日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年10月31日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成15年6月6日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年1月31日規則第4号）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の熊本市母子家庭医療費助成規則（以下「旧規則」という。）の規定により、20歳未満で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校に就学する者に係る助成金の支給を受けることができた者が旧規則第10条第2項に規定する期間内に申請を行った場合の医療費の助成金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月22日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第86号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。
（熊本市母子家庭医療費助成規則の一部改正に伴う経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の熊本市母子家庭医療費助成規則第2条第5項第2号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる補装具の交付又は修理に係る医療費について適用し、施行日前に行われた補装具の交付又は修理に係る医療費の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月27日規則第15号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日においてこの規則による改正後の熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則第3条第1項のひとり親家庭の父である者が同日から同年7月31日までの間に同規則第5条第1項の規定による申請をし、同規則第6条第1項の規定による受給資格者証の交付を受けたときにおける同規則第11条の規定の適用については、同条中「第5条の規定による申請を受理した日の属する月の翌月の1日」とあるのは、「平成19年4月1日」とする。この場合において、当該ひとり親家庭の父又はその者に扶養されている児童が同規則第6条第1項の規定による受給資格者証の交付を受ける前に療養を受けたときは、当該療養に係る医療機関等に対して同規則第7条の規定による受給資格者証の提示があったものとみなす。

附 則（平成20年3月31日規則第33号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の規定は、この規

則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年7月14日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月3日規則第93号）

この規則は、平成20年10月6日から施行する。

附 則（平成22年3月19日規則第30号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成25年9月11日規則第67号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）の施行の日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日にこの規則による改正後の熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則（以下「新規則」という。）第2条第1項第5号の規定に該当する児童を扶養するひとり親家庭の父又は母がこの規則の施行の日以後に新規則第5条第1項の規定による申請をし、新規則第6条第1項の規定による受給資格者証の交付を受けたときにおける新規則第11条の規定の適用については、同条中「第5条の規定による申請を受理した日の属する月の翌月の1日」とあるのは、「第2条第1項第5号の命令を受けた日（当該命令を受けた日が平成25年4月1日以前である場合にあっては、同日）」とする。この場合において、当該助成対象者又はその者に扶養されている児童が新規則第6条第1項の規定による受給資格者証の交付を受ける前に療養を受けたときは、当該療養に係る医療機関等に対して新規則第7条の規定による受給資格者証の提示があったものとみなす。

附 則（平成26年9月25日規則第86号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。